

## ○久留米大学藤山野球場使用心得

〔平成11年12月 1 日〕  
学 長 決 裁

- 1 野球場及び投光照明の使用に当たっては、別に定める使用願いを提出し、事前に健康・スポーツ科学センター所長の許可を得ること。なお、学生がクラブ活動を目的として使用する場合は、年間使用計画及び月間使用願いを事前に提出すること。
- 2 野球場の使用時間は、原則として、通年8時から20時までとする。ただし、特別に時間を延長して使用する場合は、事前に健康・スポーツ科学センター所長の許可を得ること。
- 3 投光照明の使用時間は、原則として、4月から10月については18時から20時まで、11月から3月については17時から20時までとする。
- 4 常に部室、便所、倉庫等の整理整頓を心がけ、随時、掃除を実施すること。
- 5 禁酒及び禁煙とする。
- 6 野球場内には食べ物を持込まない。ただし、スポーツドリンク、お茶及び水については可とする。また、球場外で食事をとる場合については、事前に使用願で許可を得るとともに監督又は責任者が出したごみを持ち帰り処理すること。
- 7 掲示及び貼紙は、指定の場所以外にはしないこと。
- 8 使用の承認を得た場所、備品及び用具以外のものを無断に使用しないこと。
- 9 私有物を常置しないこと。
- 10 施設の備品等を破損したとき、又は発見したときは、学生課（警備員）に連絡してその指示に従うこと。
- 11 危険防止には、特に留意すること。
- 12 使用後は、清掃、消灯、戸締り及び火気に留意すること。
- 13 事故、事件、火災等が発生した場合、直ちに学生課（警備員）に連絡して、その指示に従うこと。
- 14 門、部室、便所、倉庫等の施錠及び鍵の管理は、責任をもって行うこと。また、鍵は使用の都度、学生課（警備員）で貸出し当日に返却すること。
- 15 その他秩序を乱す行為をしないこと。
- 16 使用者が、この使用心得に規定する事項を遵守しないとき、又は学生課の指示に従わないときは、使用を中止させ、使用許可を取り消すことがある。

（平成11年12月 1 日施行）

### 附 則

この使用心得は、平成25年4月1日から施行する。